

まえばしスマイルプラン (素案)

～老人福祉計画・第7期介護保険事業計画～
(平成30年度～平成32年度)

第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 第7期スマイルプランの課題	3
第3章 基本理念と施策体系	7
第4章 基本理念を実現するための施策の展開	9
第5章 日常生活圏域の設定	15
第6章 介護保険事業等の財源	17
第7章 行政の役割	18

平成29年12月

前橋市

第 1 章 計画策定の趣旨

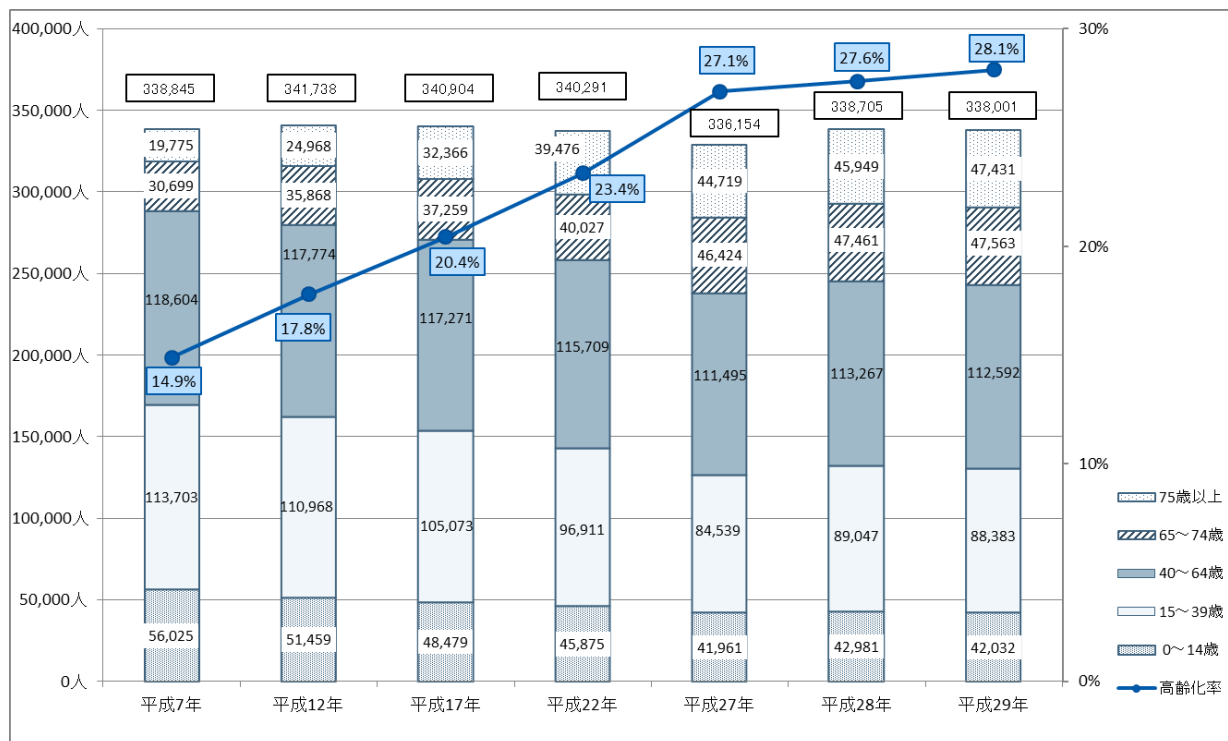
1. 計画策定の背景

わが国では、平成 27(2015)年には団塊の世代が 65 歳以上となったことにより、本格的な人口減少社会、超高齢社会を迎えました。平成 28(2016)年 10 月 1 日現在の総人口は 12,693 万人（総務省統計局人口推計データ）で、そのうち 65 歳以上の高齢者は 3,459 万人となり、その割合は 27.3%と着実に高齢化が進んでいます。今後も平成 37(2025)年には団塊の世代すべてが 75 歳以上の後期高齢者となるほか、平成 52(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になるなど、高齢化は益々進展していきます。そして、それに合わせて、医療・介護へのニーズも増加していくことが見込まれます。

また、世界一の長寿国であるわが国は、医療制度の充実等により平均寿命が延び続けています。これは高齢になってからの人生がより長くなっていることを示しており、この期間を健康にいきいきと暮らせることが重要になってきます。

こうした中、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を安心して続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築について、平成 37(2025)年を目途に着実に進めていく必要があります。

図表 1-1 本市の人口と高齢化の推移



注) 平成 27 年までは国勢調査数値（高齢化率は年齢不詳者を除いて算出）、平成 28 年以降は 9 月末時点の住民基本台帳と外国人登録者数実績

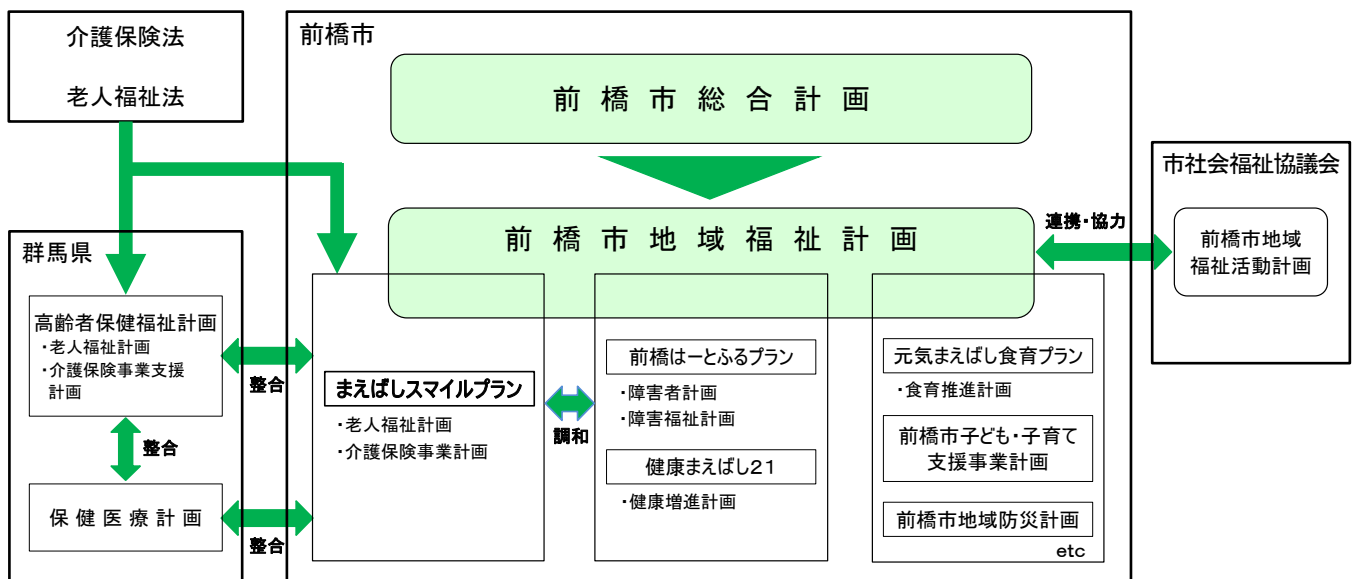
2. 計画の役割・位置づけ及び計画期間

「まえばしスマイルプラン」は、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定する計画であり、本市の高齢者福祉・介護に関わる政策全般にわたる行政計画です。本計画は、第 7 期にあたり、平成 30(2018)年度から平成 32(2021)年度までの 3 年間を計画期間としています。

上位計画として、本市のまちづくりの基本理念や将来都市像を実現する政策・施策等を示す「第七次前橋市総合計画」（計画期間：平成 30～39 年）や、地域福祉推進のための総合的な計画「第 2 次前橋市地域福祉計画」（計画期間：平成 27～36 年度）があり、これらの方針を踏まえつつ、保健福祉分野の各種計画と調和を保ちながら策定しています。

計画の策定に向けて、第 6 期計画（平成 27～29 年度）の達成状況やその後の社会的環境変化、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」（平成 29 年 3 月実施）の結果等を踏まえ、学識経験者、保健・医療・福祉・介護関係者や公募による市民の代表者等で構成される「前橋市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」において、提言等を得ながら検討しています。

図表 1-2 「まえばしスマイルプラン」の役割・位置づけ



第2章 第7期スマイルプランの課題

1. 制度改正等の方向性

1) 平成30年の介護保険制度改正の概要

平成30(2018)年介護保険制度改正においては、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みの推進とともに保険者機能の強化が位置づけられています。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業(支援)計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備
- (その他)
- ・ 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
 - ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化(小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入)
 - ・ 認知症施策の推進(新オレンジプランの基本的な考え方(普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を制度上明確化)

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- (その他)
- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化(事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等)
 - ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し(障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする。

出典)厚生労働省資料

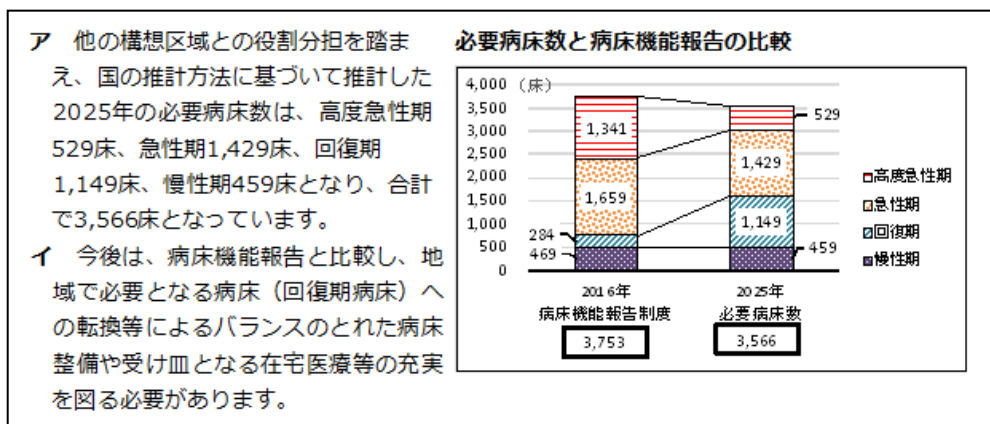
2) 地域医療構想等に関する施策の方向性

平成26(2014)年に「医療介護総合確保推進法」が成立し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域医療構想」の策定が義務付けられました。

これを受け、群馬県が「群馬県地域医療構想」を策定しており、前橋構想区域では、下記のように平成37(2025)年に向け、病床機能の転換の必要性が生じることに伴い、在宅医療及び介護サービスの需要は増加することが見込まれています。

この対応のため、本計画では「第8次群馬県保健医療計画」との整合性を確保することが重要となっています。

前橋構想区域における必要病床数



出典)群馬県医務課

2. 第7期まえばしスマイルプランの課題

本市では、介護保険制度創設後の数年間は要介護等認定者や介護サービス利用者が急速に増加しましたが、平成18年の介護保険制度改正以降は、こうした増加の勢いも緩やかになり、概ね制度の『安定期』に入ったといえます。

しかしながら、今後も引き続き高齢化が進行し、要介護等認定者や介護サービス利用者が増加することが予想されていることから、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持し、支援や介護が必要な状態とならないようにするためには、健康づくりや介護予防の取り組みが必要となります。また、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるようにするためには、住まいや生活環境の整備、暮らしぶりや心身の状態に合わせた生活支援、介護、医療等多様なサービスの提供なども必要となります。

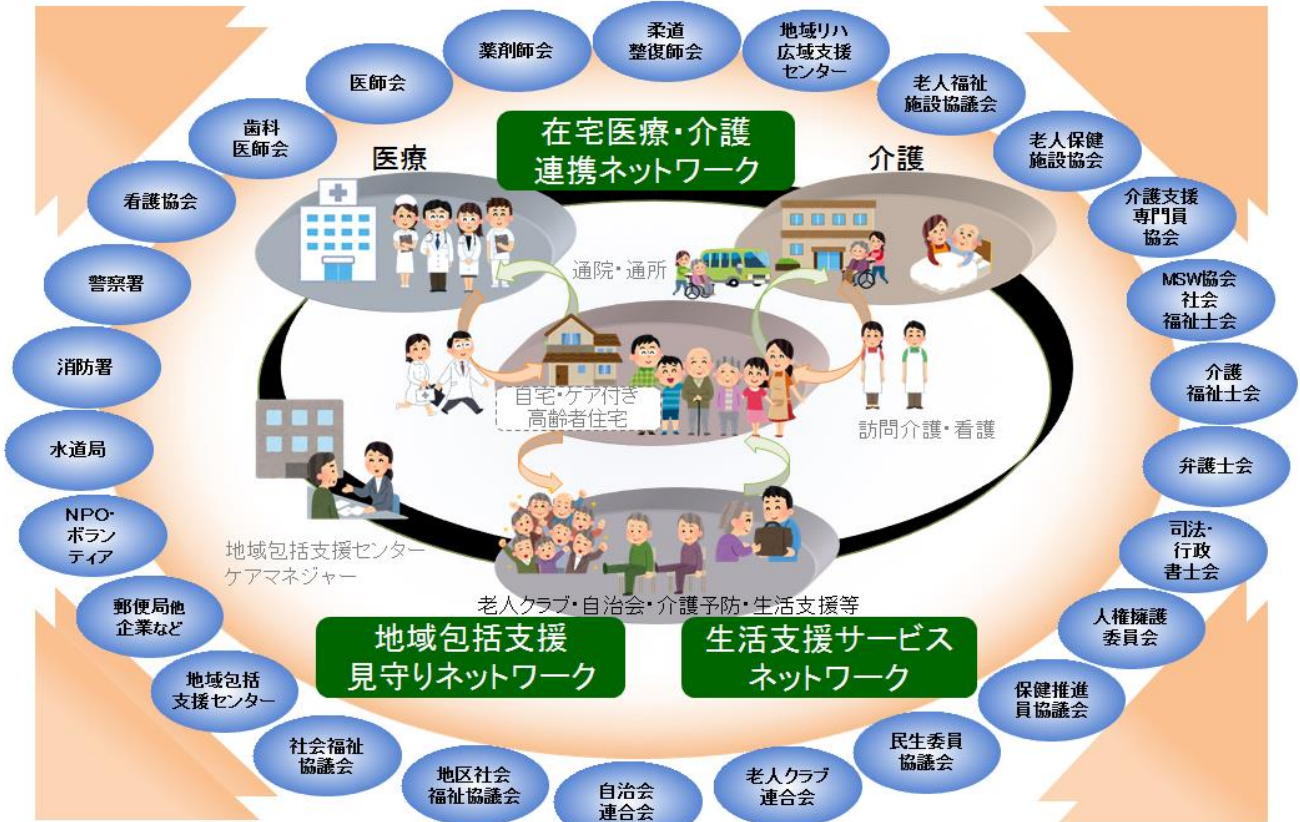
このようなことを踏まえ、第7期計画では次の3点を課題として設定し、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組みます。

【課題1】包括的なケア体制づくり

【課題2】地域における施設・住まいの最適化

【課題3】ケアマネジメントの質の向上と給付の適正化

図表2-1 前橋市の目指す地域包括ケアシステムのイメージ



【課題1】包括的なケア体制づくり

本市において「地域包括ケアシステム」を確立するためには、国の政策で目指している方向性も踏まえつつ、複合化・高度化する高齢者の日常生活上の問題に対応できる包括的なケア体制づくりを進めることが課題です。

課題への対応のため、特に以下の4点について、重点的に取り組みます。

< 課題への対応 >

(1) 基幹型地域包括支援センターの強化と医療連携

- 基幹型地域包括支援センターの機能強化と各センターの支援体制の強化を図ります。
- 在宅医療・介護連携、生活支援体制にかかる「5ブロック会議」等を通じた連携強化を進めます。

(2) 認知症ケアのための仕組みづくり

- 認知症予防のための取り組み、認知症高齢者やその家族を早期に支援するための仕組みづくりを推進します。
- 介護者や一般市民に対し認知症に関する情報提供や制度の周知・啓発を行います。

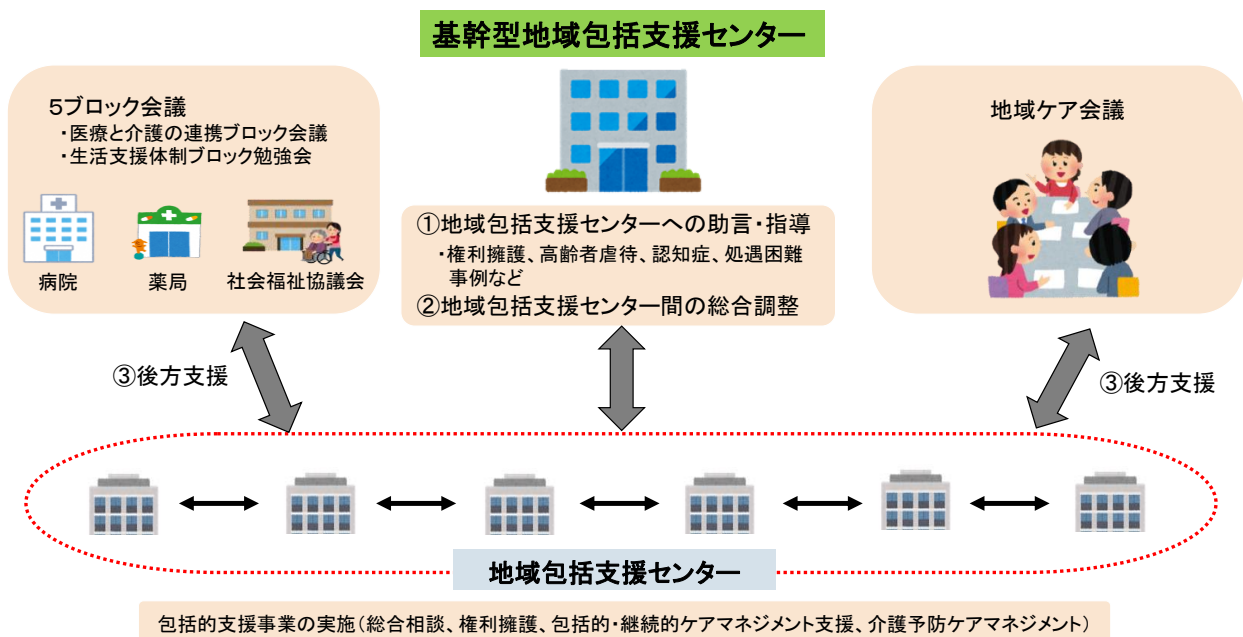
(3) 担い手の確保、育成

- 総合事業の充実に向けた専門職等の育成・支援を行います。
- 家族介護者や地域住民等への情報、研修機会等を提供します。

(4) 健康づくりと介護予防の推進

- 健康教育・健康相談などにより、ハイリスク者の把握と高齢者自身の健康づくりへの意識を高めます。
- ピンシヤン体操クラブや活動ポイント制度等の拡充により、高齢者の社会参加を支援します。

図表2-2 基幹型地域包括支援センターの機能強化イメージ



【課題2】地域における施設・住まいの最適化

高齢者の増加とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、重度の要介護者、在宅の認知症の人が増えています。さらには、地域医療構想における病床の機能分化等により、介護サービスを使う人はますます増加していくことが見込まれます。

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設）や高齢者向けの住まい（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）の整備が進みつつありますが、中重度の高齢者が在宅で生活を続けるのに必要な地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）の基盤整備は進んでいない状況にあることから、多様なニーズに対応できるよう取り組む必要があります。

地域密着型サービスの整備を推進していく一方で、多くの介護人材が必要な介護保険施設の整備は、現在の充足状況を踏まえながらバランスよく整備していく必要があります。



< 課題への対応 >

- 既存介護保険施設等の転換や増床により、人材確保を始めとした事業者の各種の負担が少ない整備を計画します。
- 中重度の高齢者が在宅生活を継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の新規整備を計画します。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を元に、地域のバランスを考慮しながら、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備を計画します。
- 既存住宅型有料老人ホームの特定施設入居者生活介護への転換について、利用者負担とケアの観点から、検討を進めます。

【課題3】ケアマネジメントの質の向上と給付の適正化

高齢者の増加と介護保険制度の浸透により、介護保険サービスの利用者は増え続けています。それに合わせて介護保険料も上昇を続けています。そのため、介護保険制度の持続性の確保と、制度運営の安定化の観点から、ケアマネジメントの質の向上と同時に、介護給付費の適正化を図ることが課題です。



< 課題への対応 >

- 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識を深めるため、多職種が相互に学び、情報交換できる「自立支援型地域ケア会議」の設置の検討を進めます。
- 介護支援専門員の「気づき」を促し、レベルアップにつながるケアプラン点検を実施します。
- 介護給付の適正化に向けて、主体的・積極的な取り組みや限られた資源を効率的・効果的に活用するための戦略的な取り組みを推進します。

第3章 基本理念と施策体系

本市の高齢者福祉は、「いきいきと暮らせる高齢社会」の実現へ向け、元気に自立している方も、支援や介護を必要としている方も、すべての高齢者が、住み慣れた地域で互いに「思いやり・支え合い・助け合い」ながら、自分らしく、安心していきいきとした生活を送れる福祉施策を推進していきます。

1) 生きがいのある生活を送るための施策の充実

高齢者が充実した生活を送ることができるよう、高齢者の生きがいづくりや学びの環境等を整え、高齢者の社会参加を促すとともに、高齢者の就業機会を確保することなどが重要です。

また、地域社会の中で思いやりを持って協力し合い、高齢者とともに支え合う福祉意識の高揚を図り、市民の自主的、自発的な福祉活動への理解と参画を求めることが重要です。

2) いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進

高齢者が心身共にいきいきと自立した生活を送るためには、健康の保持が大切です。そのため、「健康まえばし 21」を基本に、生涯を通じた地域ぐるみの健康づくりを総合的に進める必要があります。

また、高齢者ができる限り介護が必要な状態に陥ることなく、健やかに活力ある自立した生活を送ることができるよう、平成 29 年より新たに開始した総合事業や高齢者の社会参加を通じて、積極的な介護予防を推進していきます。

3) 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立

生活に何らかの支援が必要となった場合にも、住み慣れた家庭や地域で生活を続けたいという高齢者のニーズに応え、必要な福祉サービスを利用できるような体制を構築する必要があります。このため、介護サービス事業者や関係機関との連携を図り、総合的、包括的にサービスを利用できる体制づくりを進めるとともに、安心した暮らしを支える住環境の整備が重要になります。

また、「地域密着型サービス」が創設され、要介護者等ができるかぎり住み慣れた地域（日常生活圏域）で安心して生活が続けられるよう、地域特性や利用者のニーズに応じて提供される多様で柔軟なサービスが受けられるようになりました。

今後は、在宅医療と介護の連携や生活支援体制の整備、地域ケア会議の推進などにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、これまで在宅では介護が難しかった高齢者も、在宅生活を維持できるよう、包括的に介護や生活支援を受けられる体制をつくっていくことが重要です。

4) 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり

福祉サービスの多くは、介護保険制度の導入により、行政等がサービスを決定する従来の仕組み（措置）から、多様な事業者が提供するさまざまなサービスの中から、利用者が自ら選択してサービスを利用する仕組みへと変化しました。

このような中で、利用者が適切な選択・判断をするために必要な情報の提供と、利用者の権利を保護する仕組みづくりを充実することが重要です。

4つの基本理念のもと、以下のような施策を展開します。

理念1 生きがいのある生活を送るための施策の充実

1) 生きがい活動支援の充実

- (1) 老人クラブ活動の推進 (2) 老人福祉センターの充実
- (3) シルバー人材センターの充実 (4) 学習活動・地域活動支援の充実
- (5) スポーツ・レクリエーション活動支援の充実
- (6) 敬老行事の開催

2) とともに生きるまちづくり

- (1) ひとにやさしいまちづくりの推進
- (2) 地域福祉の推進

理念2 いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進

1) 健康づくりの支援と保健事業の推進 《一般老人保健事業》

- (1) 「健康まえばし21」の推進
- (2) 健康づくり組織活動の支援
- (3) 予防接種事業の推進

2) 総合事業の推進 《地域支援事業》

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進
- (2) 一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)の推進
- (3) 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)の推進
- (4) 一般介護予防事業(一般介護予防事業評価事業)の推進
- (5) 一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)の推進

理念3 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立

1) 地域包括ケアシステムの構築 《地域支援事業》

- (1) 地域包括支援センター機能の充実
- (2) 生活支援体制の整備 (3) 地域ケア会議の推進
- (4) 在宅医療・介護の連携の推進

2) 介護予防・居宅介護サービスの充実

※介護保険の給付対象
要支援者には介護予防サービス、要介護者には居宅介護サービスが、介護保険から提供されます。

- (1) 介護予防支援/居宅介護支援
- (2) 訪問介護 (3) 介護予防訪問入浴介護
- (4) 介護予防訪問看護 (5) 介護予防訪問リハビリテーション
- (6) 介護予防居宅療養管理指導 (7) 通所介護
- (8) 介護予防通所リハビリテーション
- (9) 介護予防短期入所生活介護・短期入所療養介護
- (10) 介護予防特定施設入居者生活介護
- (11) 介護予防福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- (12) 介護予防住宅改修費支給

3) 地域密着型サービスの充実

※介護保険の給付対象

- (1) 夜間対応型訪問介護
- (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (3) 地域密着型通所介護
- (4) 介護予防認知症対応型通所介護
- (5) 介護予防小規模多機能型居宅介護
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護
- (7) 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- (8) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

4) 施設サービス・高齢者向け住まいの適正化

※介護保険の給付対象(その他の施設サービスの一部を除く)

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護医療院・介護療養型医療施設
- (4) 多様な住まい・施設の整備

5) 在宅支援サービスの充実

※介護保険の給付対象外

- (1) 介護保険認定非該当(自立)者への支援
- (2) 生活支援サービスの充実
- (3) 介護支援サービスの充実
- (4) 介護者への支援サービス

理念4 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり

1) サービス選択における自由確保の仕組みづくり

- (1) 情報提供・相談機能の強化

2) 権利擁護の仕組みづくり

- (1) 苦情相談への取り組み (2) 介護支援専門員への支援
- (3) 成年後見制度等の活用 (4) 高齢者虐待への早期対応

3) 認知症支援の推進

- (1) 認知症初期集中支援体制の充実
- (2) 認知症高齢者等見守りネットワークの整備
- (3) 認知症ケアパスの活用
- (4) 認知症カフェの推進

第4章 基本理念を実現するための施策の展開

理念1 生きがいのある生活を送るための施策の充実

1) 生きがい活動支援の充実 … 主な対象：元気で活動的な高齢者

社会参加意欲が高く、価値観の多様化した高齢者が充実した生活を送るためには、高齢者の生きがいや社会参加活動を支援することが必要です。

高齢者の活躍の場を広げるため、老人クラブ活動、老人福祉センターやシルバー人材センターの充実や、学習活動・地域活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援等を行います。

施策の方向	概要
(1) 老人クラブ活動の推進	老人クラブは、高齢者自身の民主的な運営と自主的な活動を基本に、地域における高齢者の生きがいづくりの場として設けられています。
(2) 老人福祉センターの充実 (しきしま/ひろせ/おおも/かすかわ/ふじみ)	老人福祉センターは、高齢者の健康増進、教養の向上、各種相談、レクリエーション等を総合的に提供する高齢者の生きがい活動の拠点であるとともに、介護予防の拠点としての役割も担っています。
(3) シルバー人材センターの充実	シルバー人材センターでは、高齢者の安定した雇用確保の促進のため、働く意欲を持つ高齢者を対象に、豊かな経験と能力を生かして、自らの生きがいや社会参加等を実現する就業機会を提供しています。
(4) 学習活動・地域活動の充実	高齢者が生きがいを持って社会参加活動を行えるように、明寿大学、各公民館での高齢者教室、出前講座等の開催、公民館事業への参加促進、自治会の地域づくりへの支援等を行っています。
(5) スポーツ・レクリエーション活動支援の充実	子どもから高齢者までともに楽しむことができる軽スポーツの推進や、健康の保持増進等のため、軽スポーツフェスティバルや生涯スポーツ大会、軽スポーツ教室等を開催しています。
(6) 敬老行事の開催	高齢者の長寿を祝福し、長年の社会に対する尽力に敬老の意を表するため、百寿者表敬訪問事業を行っています。

2) ともに生きるまちづくり … 対象：高齢者を含むすべての市民

高齢者が安全で安心な環境下で社会参加ができるようにするには、住み慣れた地域でさまざまな活動を行うための基盤を構築することが必要です。このため、建築物や歩道のバリアフリー化、高齢者交通安全対策の推進など、ハード、ソフト両面から「ひとにやさしいまちづくり」を進めます。

また、生活に何らかの支援が必要となっても、住み慣れた地域や家庭で生活を続けていくためには、地域住民同士が協力し合い、見守り、互いに支え合う取り組み（地域力）が必要です。市民が自主的、自発的に行う地域福祉の取り組みを推進・支援します。

施策の方向	概要
(1) 人にやさしいまちづくりの推進	建築物や歩道空間などハード面の整備に加え、ノンステップバスやマイタクの導入による移動手段のバリアフリー化・多様化、高齢者交通安全推進員等の活用を通じた高齢者の交通安全対策などに取り組んでいます。
(2) 地域福祉の推進	「前橋市地域福祉計画」との整合性を図りながら、地域で支えあう気運の醸成を図るとともに、地域福祉活動の推進・調整役である市社会福祉協議会への支援、高齢者の自主活動グループや高齢者を支援するグループなど、多様な地域住民グループの支援、NPO・ボランティアの育成・支援などを通じて地域福祉を推進しています。

理念2 いきいきとした生活を送るための健康づくりの推進

1) 健康づくりの支援と保健事業の推進… 対象：高年齢者を含むすべての市民

高齢者が、病気や介護・支援が必要な状態になることなく、できるだけ長く健康状態を保つためには、自らが健康的な生活習慣を維持し、健康づくりのための運動や予防活動に積極的に取り組むことが必要です。

市民の自発的な健康づくりを支援するため、健康づくりの目標を掲げた「健康まえばし21」を推進し、各種健診・検診や事後指導等を提供するとともに、市民自らが組織的に行う健康づくり活動の支援を行います。

施策の方向	概要
(1)「健康まえばし21」の推進 (前橋市健康増進計画)	平成 26 年度にスタートした前橋市健康増進計画「健康まえばし21」第2次計画では、生涯を4つのライフステージに分け、各々の年代特性に応じた個別目標を定め、各種健診・検診の受診勧奨や保健事業や特定保健指導等を通じて生活習慣病予防のための取り組みを進めています。
(2)健康づくり組織活動の支援	健康づくりを推進する組織として、①保健推進員、②食生活改善推進員といった地域の健康づくりのリーダーを養成することを通じて、市民自らによる地域での健康づくり活動を支援しています。
(3)予防接種事業の推進	高齢者の感染症予防等のため、①結核健診、②インフルエンザ予防接種、③肺炎球菌ワクチン予防接種を行っています。

2) 総合事業の推進《地域支援事業》… 主な対象：(1)は下線部参照。それ以外はすべての高齢者

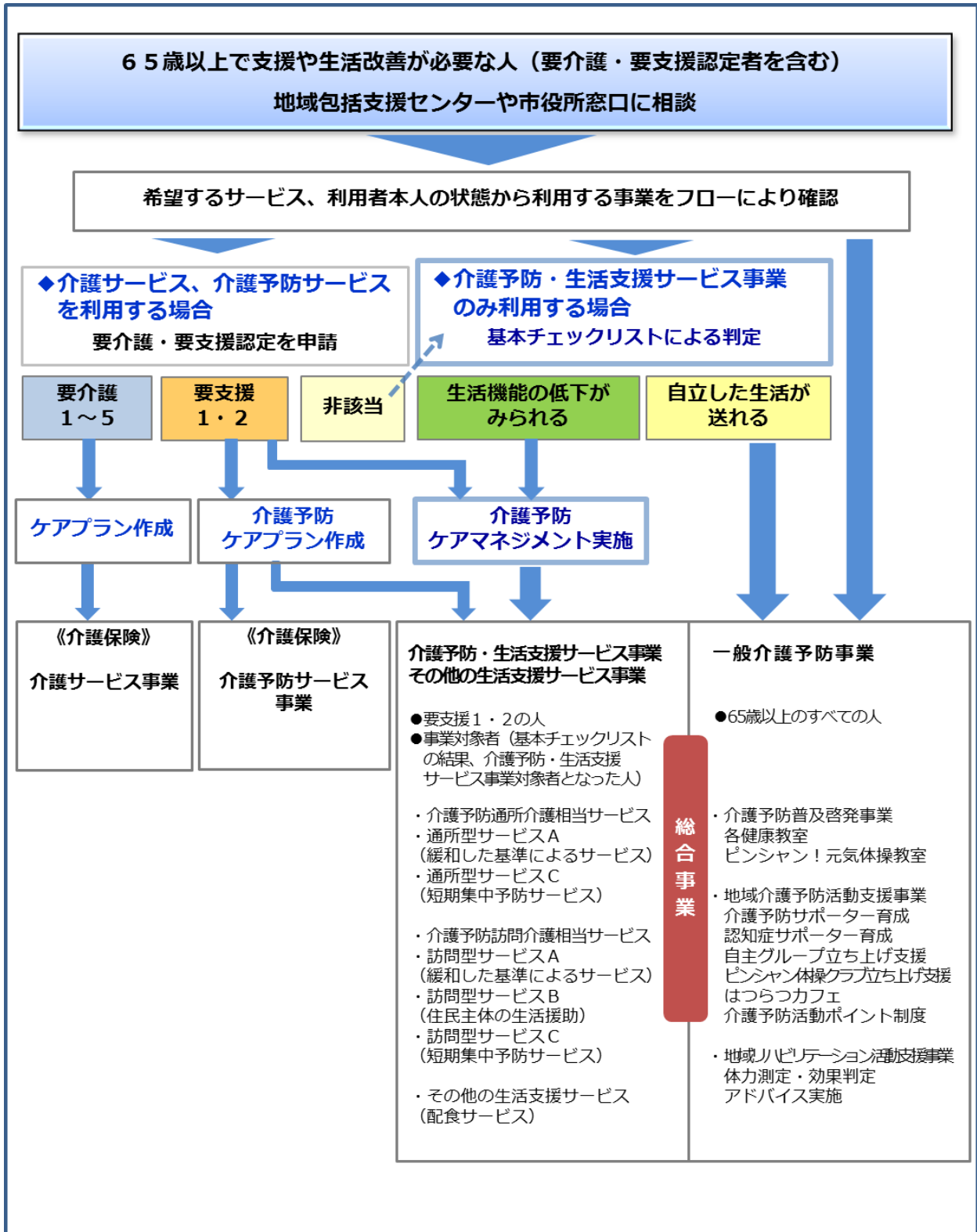
本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って暮らし続けられるよう、平成 29 年4月から新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を開始しました。

新しい総合事業には、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」があり、65 歳以上のすべての人とその支援のための活動に関わる人を対象としています。

新しい総合事業では、介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援状態から自立に向かうこと、また重度化を予防するためのサービスを提供します。自立に向けて目標を立て、サービスを利用しながら目標の達成に向けて取り組みます。また、支援を受けるだけでなく、「参加」や「活動」の視点を取り入れ、高齢者自身が支援する側に回ることで、元気な高齢者が役割を持ちながら、いきいきとした生活を続けていけるよう支援します。

施策の方向	概要
(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進	要介護認定で要支援1・2と認定された場合や、「基本チェックリスト」で事業対象者に該当するかどうかのチェックを受け、該当すると判断された場合に、①通所型サービス、②訪問型サービス、③その他の支援サービス(配食)の3種類のサービスが利用できます。
(2)一般介護予防事業の推進 〈介護予防普及啓発事業〉	65 歳以上のすべての人が利用できる、高齢者の健康の保持・増進、疾病予防、介護予防等のため、専門職による各種教室等を行っています。
(3)一般介護予防事業の推進 〈地域介護予防活動支援事業〉	介護予防に向けた取り組みが主体的に実施される地域社会の構築を目指し、地域住民の参画のもと自主的かつ継続的に地域で活動する①自主グループ立ち上げ支援、②ピンシャン！体操クラブ立ち上げ支援、③はつらっカフェの運営支援、④介護予防サポーター育成、⑤認知症サポーター育成、⑥介護予防活動ポイント制度の6事業を運営しています。
(4)一般介護予防事業の推進 〈一般介護予防事業評価事業〉	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じて総合事業の各々が適正かつ効率的に実施されているかを把握・評価し、事業の見直しを図ります。
(5)一般介護予防事業の推進 〈地域リハビリテーション活動支援事業〉	地域における介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体で運営される通いの場等へのリハビリ専門職を派遣し、専門的見地から、本人・家族に加えて、介護支援専門員や看護師、ヘルパー等に対して助言等を行います。

図表4-1 本市の総合事業におけるサービス利用の流れ



理念3 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる生活支援体制の確立

1) 地域包括ケアシステムの構築《地域支援事業》 …主な対象：高齢者を中心とした市民

本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、日常生活圏域を基本的な単位として、地域包括支援センターを中心に、保健、福祉、医療のさまざまな地域の社会資源が有機的に連携するためのネットワークづくりを推進します。

そのため、中央圏域に地域包括支援センターを増設し、直営センターにおける専門人員を強化することで、基幹型地域包括支援センターの機能強化を図ります。さらに、各地域包括支援センターの専門職向け研修の充実、困難事例に対する支援等を強化することにより、地域包括支援センターの均質化と機能向上につなげていきます。

施策の方向	概要
(1)地域包括支援センター機能の充実	「地域包括支援センター」は、身近な生活圏域における地域包括ケアの中核を担う拠点として整備され、保健、福祉、医療のさまざまな社会資源の有機的な連携を促すコーディネーターとしての役割を果たしています。各センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3専門職種が配置され、それぞれの専門性を活かし、①総合相談・支援及び権利擁護、②包括的・継続的ケアマネジメント(介護支援専門員への助言・支援等)、③介護予防ケアマネジメントの各機能を担っています。
(2)生活支援体制の整備	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるように、地域の多様な主体が地域課題の解決に向けて話し合い、互助を作り出すための場や機会を、“協議体”や“生活支援コーディネーター”の仕組みを通じて作り出すことで、互助を基本とした生活支援体制の整備を進めています。
(3)地域ケア会議	地域ケア会議は、個別ケースを対象とした事例検討を通じて、地域の介護支援専門員による介護保険法の理念に基づいた高齢者の「自立支援」に資するケアマネジメントを支援する役割とともに、検討内容から地域課題を把握・分析し、地域内での対応策の提案や政策提言に結び付けていく仕組みとしても機能します。
(4)在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携は、医療・介護双方を必要とする在宅高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域の医療・介護関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的継続的に提供する体制づくりをめざした取り組みです。

2) 介護予防・居宅介護サービスの充実 …主な対象：要支援・要介護認定者

※要支援者には介護予防サービス、要介護者には居宅介護サービスが介護保険から提供されます。

介護保険で提供されるサービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。

認定を受け、要介護1～5と判定された人には介護給付(居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス)が、要支援1又は2と判定された人には予防給付(介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス)が提供されます。

介護予防サービスは、要支援者が要介護状態になることを予防するために、要支援者本人が自分で行う行為を見守り・支えるサービスです。一方で、居宅サービスは、要介護者本人ができないことを代替するサービスであり、その意義も内容も異なるものとなっています。

しかしながら、実際にサービスを提供する事業者や介護職員等は同じである場合も少なくありません。そのため、第7期計画では、介護予防サービスと居宅サービス・地域密着型サービスを併記する形で、見込み量や今後の方針の設定などを行っています。

3) 地域密着型サービスの充実 … 主な対象 : 要支援・要介護認定者

(介護予防)地域密着型サービスは、要支援者や要介護者ができる限り住み慣れた地域（日常生活圏域）で安心して生活が続けられるよう地域の特性や利用者のニーズに応じて提供される多様で柔軟なサービスです。

本市では、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、被保険者、学識経験者、高齢者保健福祉サービス事業に従事する者等で構成される「前橋市地域密着型サービス運営委員会」を設置し、事業者の選定・指定や運営上の必要事項についての協議、運営状況の点検等を行っています。また、事業所に対し、実地指導や定期的な集団指導も実施しています。

図表4-2 地域密着型サービスの整備計画（案）

区 分		H29年度末 (予定)	第7期 整備分	H32年度末 (予定)	備 考
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）					○小規模多機能型居宅介護とグループホーム（9床）の併設施設2か所を新規整備
施設数	（か所）	38	3	41	
定員数	（人）	459	36	495	
小規模多機能型居宅介護					○グループホーム（18床）1か所を新規整備
事業所数	（か所）	18	2	20	
登録定員数	（人）	491	58	549	
看護小規模多機能型居宅介護					○1事業所を新規整備
事業所数	（か所）	0	1	1	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護					○1事業所を新規整備
事業所数	（か所）	1	1	2	

注) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、介護老人福祉施設にまとめて記載

4) 施設介護サービス・高齢者向け住まいの最適化

… 主な対象 : 要介護認定者等 ※一部施設は要支援者は利用できません

介護保険の施設サービスには、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3施設があるほか、その他の施設（居住系サービス）として、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などがあります。

介護老人福祉施設の入所申込者は、入所者を原則として要介護3以上に限定したことやサービスが多様化されたことにより、平成25年以降減少傾向にあります。ほかの施設サービスでは、介護医療院サービスの新設や介護老人保健施設の役割が明確化されるなど、今まで以上に役割に応じた施設運営がされていくこととなります。

こうした状況を踏まえつつ、介護保険制度の在宅重視の理念を尊重し、介護保険施設以外の施設を含む全体の総量とそれに必要な介護人材を見据えた適正な供給量の確保を目指します。

図表4-3 介護保険施設に関する整備計画（案）

区 分		H29年度末 (予定)	第7期 整備分	H32年度末 (予定)	備 考
介護老人福祉施設（地域密着型含む）					○地域密着型1施設・29床を新規整備 ○50床を増床及びショートステイの転換により整備
施設数	（か所）	27	1	28	
定員数	（人）	1,917	79	1,996	
介護老人保健施設					○10床を増床整備
施設数	（か所）	12	0	12	
定員数	（人）	1,034	10	1,044	
介護療養型医療施設・介護医療院（新）					○介護療養型医療施設2施設・13床を介護医療院へ転換見込み
施設数	（か所）	2	0	2	
定員数	（人）	13	0	13	
介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）					○1施設・80床を新規整備
事業所数	（か所）	10	1	11	
定員数	（人）	600	80	680	

注) 平成29年度末の数値は選定済み未開設を含む

5) 在宅支援サービスの充実 …主な対象：(事業によって異なります。下線部参照)

介護保険認定非該当(自立)者やひとり暮らしの高齢者等で、日常生活に何らかの支援を要する人のために、介護保険給付対象外の各種サービスを提供します。

施策の方向	関連事業
(1) 介護保険認定非該当(自立)者への支援	○生活支援型訪問家事援助(総合事業へ移行中) ○生活管理指導短期宿泊
(2) 生活支援サービスの充実(在宅の高齢者等)	○高齢者支援配食サービス ○布団乾燥サービス ○見守り・安否確認(緊急通報装置、老人福祉電話、電話訪問・相談センター)、ひとり暮らし高齢者訪問 ○自立高齢者日常生活用具給付 ○住宅改造費補助 ○生活援助員派遣(シルバーハウジング運営)事業 ○はり・きゅう・マッサージ施術料助成
(3) 介護支援サービスの充実(要介護高齢者等)	○おむつサービス ○出張理・美容サービス ○介護用車両購入費補助 ○布団丸洗いサービス
(4) 介護者への支援サービス(在宅で介護を行う家族)	○介護者慰労金支給

理念4 利用者のサービス選択の自由と権利擁護のための仕組みづくり

1) サービス選択における自由確保の仕組みづくり

介護保険制度は、利用者が自らサービス情報を集め、判断し利用(契約)する制度です。利用者が、多様な種類のサービスから、自分に合ったサービスや事業者を選択できるよう支援するための情報提供及び相談機能を充実させていきます。

2) 権利擁護の仕組みづくり

利用者の尊厳や権利を守るために、苦情相談への取り組み、介護支援専門員への支援などを行います。また、認知症の人など判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度の活用や高齢者虐待への早期対応に取り組みます。

3) 認知症支援の推進

認知症の人が、尊厳を保ちながら穏やかに生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、支援体制を整備していきます。

施策の方向	概要
(1) 認知症初期集中支援体制の充実	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援ができる体制が整備されており、医療・介護の専門職種(看護師、作業療法士、社会福祉士)等によるアセスメントを踏まえて、必要な支援を実施します。
(2) 認知症高齢者等見守りネットワークの構築	認知症の人が普段から安心して生活できる地域のネットワークを構築するため、地域で認知症の正しい理解を深め、警察や地域の生活関連団体等が協力して行方不明者を発見保護できる仕組みづくりを行います。
(3) 認知症ケアパスの活用	認知症の人(認知症高齢者、若年性認知症)の生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どの様な医療・介護サービス等が受けられるのか、具体的な機関名やケア内容等が、あらかじめ分かるようにまとめた「認知症ケアパス」を作成・配付しています。
(4) 認知症カフェの推進	認知症カフェは、認知症患者とその家族・知人、医療やケアの専門職、認知症について関心や不安を持っている人など、誰もが気軽に集まり、相談、交流するための身近な拠点となるもので、介護や医療の専門職とボランティアが協働して運営しています。

第5章 日常生活圏域の設定

本計画では、個々の高齢者の状況やその変化に応じた認知症ケアや地域ケアを推進するため、身近な地域でその特性に応じた多様で柔軟なサービスを提供していく圏域として、15の「日常生活圏域」を定めています。

日常生活圏域では、主に地域包括支援センター（地域包括支援ブランチ含む）や地域密着型サービスの計画的な基盤整備等を行います。

地域包括支援センターを中心とした取り組みでは、日常生活圏域を基本に、地域における総合マネジメント機能の充実を図ります。

地域密着型サービスの計画的な基盤整備については、日常生活圏域ごと、年度ごとに、地域に必要なサービスの整備量等を定め、小規模多機能型居宅介護等のサービスを提供することにより、身近な地域で施設サービスに頼らなくても在宅生活を送れる基盤整備の実現を目指します。

図表5-1 圏域別 地域密着型サービスの整備計画（案）

圏域	高齢者人口 (人)	既存施設（29年度末予定）						第7期における整備計画			
		グループホーム		小規模多機能		地域密着型特養		定期巡回 (か所)	30年度	31年度	32年度
		(か所)	(人)	(か所)	(人)	(か所)	(人)				
合計	94,618	38	459	18	491	7	130	1	●1、▲1 ■1・◆1	■3、◆1 ◇1	
1 北部・中部圏域	6,069	3	27	1	29	0	0	0	↑		
2 若宮・城東・中川圏域	6,042	2	27	2	58	0	0	0	●1		
3 文京・南部圏域	6,331	3	27	2	58	0	0	0	↓		
4 上川淵・下川淵圏域	10,250	6	63	2	58	0	0	0			
5 芳賀圏域	3,149	1	9	0	0	1	20	0	■1・◆1		
6 桂萱圏域	8,117	2	36	2	54	0	0	0			
7 東圏域	7,464	3	27	3	79	1	20	0		■2	
8 元総社・総社・清里圏域	8,490	3	72	2	47	1	10	1	▲1	◇1	
9 南橘圏域	10,251	6	72	2	54	1	20	0	市内	市内	
10 永明圏域	6,296	2	36	1	25	0	0	0	いずれか	いずれか	
11 城南圏域	5,453	2	18	0	0	1	20	0		↑	
12 大胡圏域	4,706	1	9	0	0	0	0	0		■1・	
13 宮城圏域	2,420	1	9	0	0	1	20	0		◆1	
14 粕川圏域	3,362	1	9	0	0	0	0	0		↓	
15 富士見圏域	6,218	2	18	1	29	1	20	0		↓	

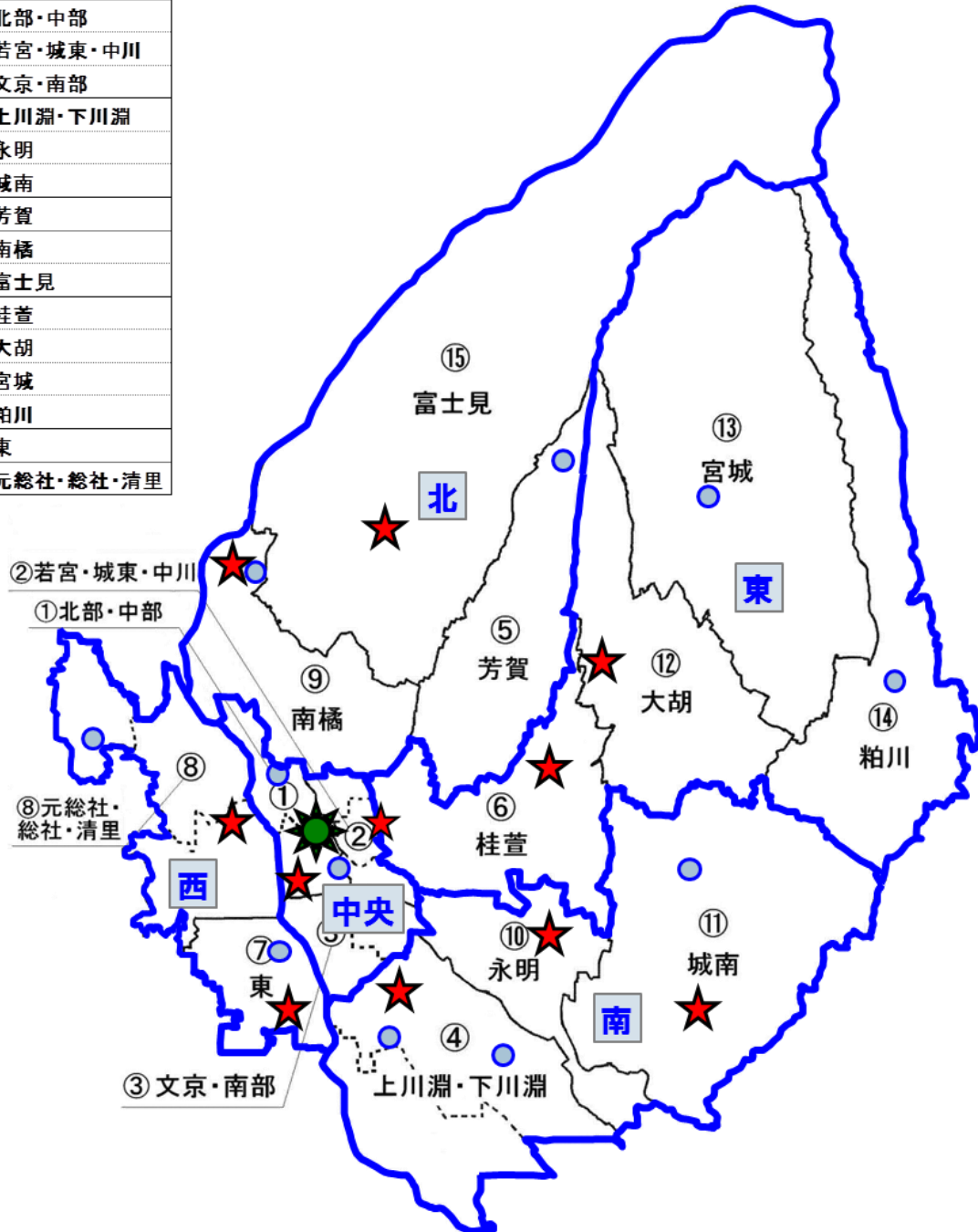
■認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1ユニット ◆小規模多機能型居宅介護 ◇看護小規模多機能型居宅介護

●地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム） ▲定期巡回随時対応型訪問介護看護

※高齢者人口は平成29年6月末時点の住民基本台帳人口と外国人登録者数

図表5-2 日常生活圏域（15圏域図）と
地域包括支援センターの配置イメージ

前橋市全体	
中央	1 北部・中部
	2 若宮・城東・中川
	3 文京・南部
南	4 上川淵・下川淵
	10 永明
北	11 城南
	5 芳賀
	9 南橋
東	15 富士見
	6 桂萱
	12 大胡
西	13 宮城
	14 粕川
	7 東
	8 元総社・総社・清里



凡例：
★ 直営地域包括支援センター
★ 委託地域包括支援センター
● ブランチ

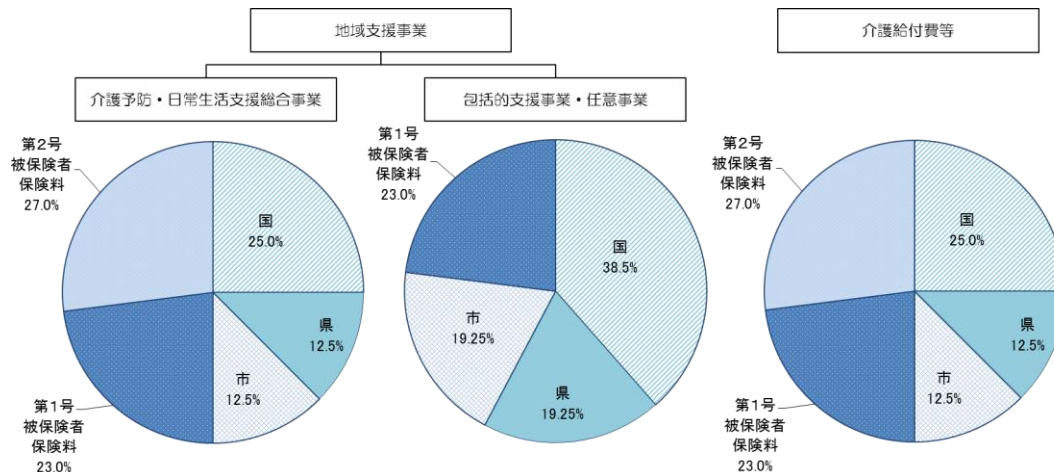
第6章 介護保険事業等の財源

1) 介護保険事業等の財源

地域支援事業及び介護給付費等の財源は以下のように構成されます。

介護予防・日常生活支援総合事業及び介護給付費等は、公費50%と第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料50%でまかなわれます。包括的支援事業・任意事業については、公費と第1号被保険者の保険料でまかなわれます。

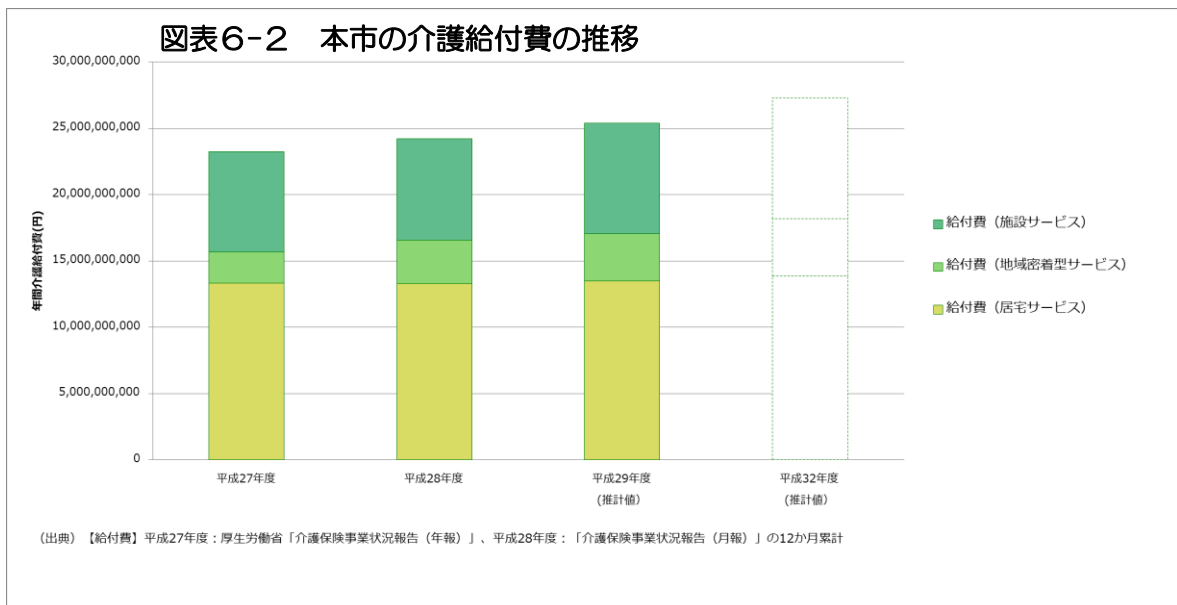
図表6-1 地域支援事業及び介護給付費等の財源構成



2) 事業費の見込み

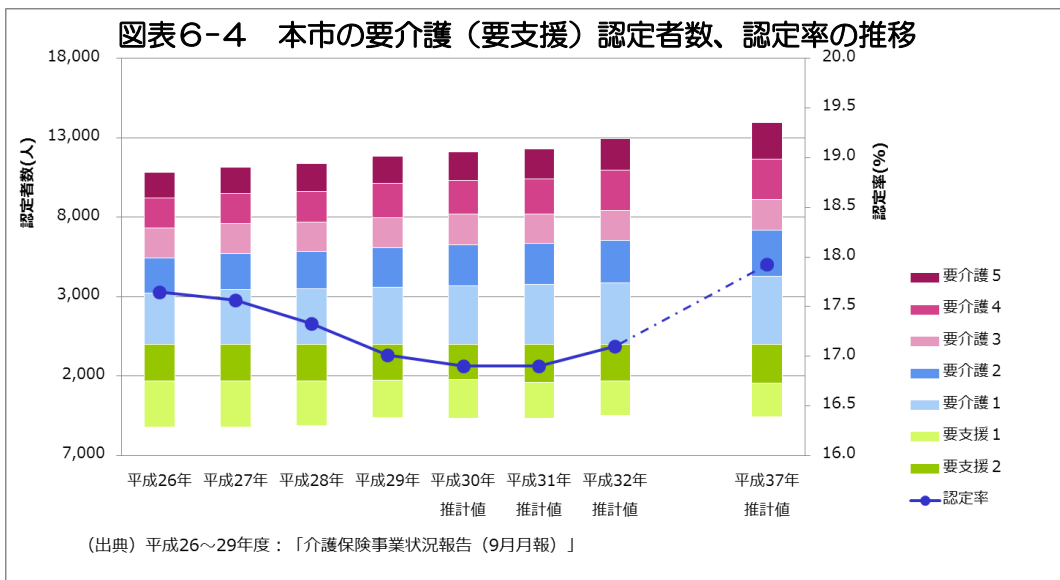
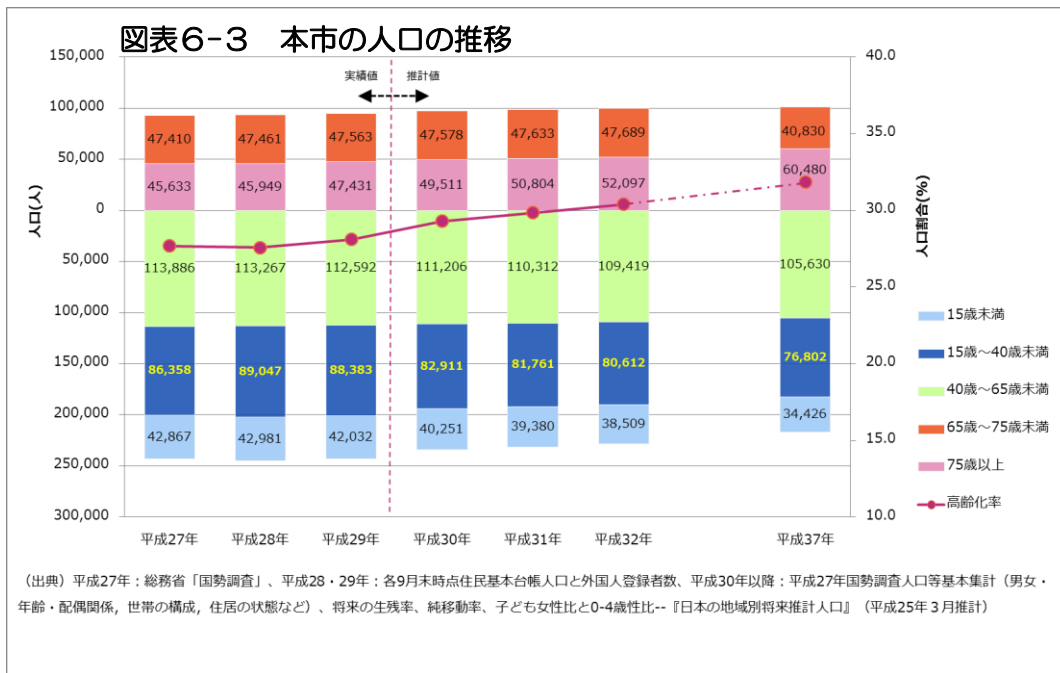
平成30年度から平成32年度までの各年度における、介護給付費等については、現在推計作業を行っております。報酬改定などの要因により、変動が見込まれるため今後改めて掲載します。

図表6-2 本市の介護給付費の推移



3) 第1号被保険者の介護保険料

平成30年度から平成32年度までの各年度における、介護給付費等の見込みや被保険者の人数、要介護認定状況などをもとに、必要となる第1号被保険者1人当たりの介護保険料を算出します。現在推計作業を行っており、報酬改定などの要因により、変動が見込まれるため今後改めて掲載します。



第7章 行政の役割

以下のような取り組みを通じて、市民に期待されている役割を積極的に果たしていきます。

1. 地域の高齢者政策の企画・実施及び庁内関係各部門の連携強化

1) 中長期的な地域における高齢者政策の企画・立案

地域の特性や市の自主性に基づく高齢者政策全体のマネジメントを実施します。

2) 地域で提供される保健・福祉・医療サービスの情報収集と提供

「自己決定・自己責任」に必要な情報の収集と、市民・関係者への情報提供を行います。

3) 庁内関係部局、関係機関・団体との連携強化

保健・医療・福祉の一体的な施策を推進し、迅速に対応できる体制を構築します。また、地域包括ケアシステムの実現、介護保険制度の運営、介護人材の確保・育成のため、関係機関との連携を図ります。

2. 介護保険制度の円滑な運営と給付の適正化

1) 介護保険制度の円滑な運営

介護保険制度の円滑な運営の継続や給付の適正化のため、以下のような役割を果たしています。

施策の方向	概要
(1)被保険者の資格管理に関する業務	第1号被保険者及び第2号被保険者の住所異動・住所地特例・適用除外該当等を確認し、被保険者資格の取得・喪失、被保険者証の交付など適正な資格管理に努めます。
(2)要支援・要介護認定に関する業務	認定調査と主治医意見書をもとに、介護が必要かどうか、また、どの程度必要かを審査し、要支援・要介護度を決定します。
(3)保険給付に関する業務	利用者が、質の高いケアマネジメントと介護サービスの提供により、それぞれの能力に応じた自立した日常生活を営めるよう、介護支援専門員や介護サービス事業者に対し、各種情報提供や技術向上のための支援を行っています。
(4)介護保険料の賦課・収納に関する業務	介護保険事業を円滑に運営するため、所得などに応じた介護保険料を被保険者一人ひとりに確実に納めていただけるよう努めています。
(5)制度の広報・啓発に関する業務	市民に対し適切な情報の提供に努めるとともに、制度の理解と介護予防に向けた広報啓発を継続的に行っています。
(6)事業者の指定・指導・監督に関する業務	介護サービス事業者を適正に審査を行ったうえで指定し、指定後も継続的に指導を行うことにより、事業所の適正な運営の継続を支援します
(7)地域支援事業に関する業務	介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括支援センターを設置して行う介護予防ケアマネジメントなどの包括的支援事業、任意事業からなり、高齢者を地域で支えていく体制を整えています。

2) 給付の適正化

介護保険制度の持続性を高めるため、また、制度本来の目的である「自立支援」に沿ったサービス提供を促すため、以下の取り組みを通じて、給付の適正化を図ります。

施策の方向	概要
(1)要介護認定の適正化	業務分析データや調査票の点検を通じて把握した課題を調査員研修で伝達し、認定調査における視点の統一を図ります。また、認定審査会委員の研修や連絡調整会議の開催等を通じて、審査・判定の適正化、合議体間の平準化を推進します。
(2)ケアプランの点検	チェックシートを活用したケアプランの内容確認を行い、明らかになった改善すべき事項を面談方式により介護支援専門員へ伝達していきます。また、実施方法の検討や研修会等で成果を活用するなど、全市的なケアマネジメントの質的向上を図り、自立支援に資するケアマネジメントを促していきます。
(3)住宅改修等の点検	住宅改修費・福祉用具購入費の支給では、書面審査で疑義のある申請等について、事業者や介護支援専門員への現況聴取、必要に応じて現地調査を実施します。
(4)縦覧点検・医療情報との突合	医療情報の突合では、給付適正化システムの情報に基づき、介護と医療の給付実績を突合し、疑義のあるものについて事業所に確認を行います。縦覧点検では、委託により複数月にまたがるサービスの整合性や算定回数等の点検等を実施します。
(5)介護給付費通知の送付	サービス利用の自己点検や事業所の不正請求抑止を目的に、介護サービス等の利用者に対して、定期的に給付実績の状況を通知します。
(6)給付実績の活用	介護給付適正化システムの過誤に有効とされる帳票を重点的に活用し、該当事業所への確認や指導を実施します。
(7)その他の適正化事業	福祉用具の貸与実績のある対象品目の本市と国・県の平均価格を年1回、ホームページで公表することで、透明性を高め、価格の適正化を推進します。そのほか、介護給付適正化システムを活用し、介護支援専門員への指導や指導監督部門への情報提供などを逐次実施します。

まえばしスマイルプラン

～老人福祉計画・第7期介護保険事業計画～

(素案)

平成29年12月

発行 前 橋 市

前橋市大手町二丁目12番1号

電話 027-224-1111 (代表)